

誰でもわかる!!

生活衛生営業の 税制



財団法人
全国生活衛生営業指導センター

はじめに

「税制」は、社会情勢や経済情勢に合わせて毎年度適宜見直しが行われています。そのわかりにくい「税制」を何とかわかりやすくまとめ、生衛業の皆様に活用いただくため冊子を作成いたしました。

本書は、平成24年度税制改正をもとにした改訂版を作成いたしました。

昨年度同様、生活衛生関係営業についての優遇制度や注意点等について少しでも理解を深めていただき、税務申告に積極的にご活用いただくなり、顧問税理士への相談の際にご活用いただければ幸いです。

なお、本書は平成24年12月時点の法律等から作成していますので最新情報、不明な点、詳細につきましては、顧問税理士など、専門家にご確認いただければと思います。

平成25年1月

財団法人全国生活衛生営業指導センター

●監修
尾上正典

●参考文献
「新くらしの税金百科2012→2013」(清文社)

目次

| | |
|------------|---|
| はじめに | 3 |
|------------|---|

税金のアウトライン

| | |
|-------------------------|----|
| ① 税金の仕組み | 6 |
| ② 会社が納めなければならない税金 | 8 |
| ③ 法人税額の算出法 | 10 |
| ④ 法人税以外の諸税の算出法 | 11 |

法人税

| | |
|----------------------------|----|
| ⑤ 決算利益と課税所得 | 12 |
| ⑥ 課税所得の計算 | 13 |
| ⑦ 売上原価 | 14 |
| ⑧ 役員給与 | 15 |
| ⑨ 交際費 | 16 |
| ①交際費の損金不算入 | 16 |
| ②飲食費の5,000円以下は損金算入可能 | 17 |
| ⑩ 少額減価償却資産の損金算入 | 18 |
| ⑪ 中小企業投資促進税制 | 19 |
| ⑫ 欠損金の繰越控除 | 20 |
| ⑬ 欠損金の繰り戻し還付 | 22 |

消費税

| | |
|---------------|----|
| 14 消費税とは | 24 |
| ①消費税の仕組み | 24 |
| ②非課税取引等 | 25 |
| ③免税事業者 | 25 |
| 15 消費税の還付 | 26 |
| 16 消費税の簡易課税方式 | 28 |

固定資産税

| | |
|----------|----|
| 17 固定資産税 | 30 |
|----------|----|

生衛業に関する税制措置

| | |
|-----------------|----|
| 18 生衛業に関する税制措置 | 31 |
| ◎公害防止用設備に係る特別償却 | 31 |
| ◎共同利用施設に係る特別償却 | 31 |

1

税金の仕組み——税金を分類する

税金の分類方法はいくつかあります。ここでは、国税（国に納める税金）と地方税（都道府県や市区町村に納める税金）に分けます。

国に納める税金（国税）

所得税

個人が所得に応じて負担する税金。

消費税

商品の購入やサービスの提供などの取引に対してかかる税金。

酒税

清酒、ビール、ワインなどの代金に含まれている税金。

法人税

会社などの法人が所得に応じて負担する税金。



350mlあたり
ビール



350mlあたり
発泡酒



350mlあたり
ビール風酒類

相続税

死亡した人から財産を相続した人が、財産の評価額に応じて負担する税金。



720mlあたり
清酒



720mlあたり
果実酒

贈与税

個人から財産を無償でもらった人が、財産の評価額に応じて負担する税金。

その他

印紙税、登録免許税、揮発油税、石油ガス税、自動車重量税、関税、たばこ税など。

都道府県に納める税金（地方税）

道府県民税

法人や個人が所得に応じて負担する税金。

自動車税

自動車を所有している法人や個人が負担する税金。

事業税

事業を営んでいる法人や個人が所得などに応じて負担する税金。

不動産取得税

土地や建物を取得したときに負担する税金。

その他

地方消費税、自動車取得税、道府県たばこ税、ゴルフ場利用税、宿泊税（都が独自に課税）など。

市区町村に納める税金（地方税）

市町村民税

法人や個人が所得に応じて負担する税金。

軽自動車税

軽自動車などを所有している法人や個人が負担する税金。

固定資産税

土地や建物および事業用の機械などを所有している法人や個人が負担する税金。

その他

国民健康保険税、事業所税、入湯税、都市計画税など。

Point!



- 国に納める税金が → **国税**
- 県や市に納める税金が → **地方税**
- 税金を直接負担するのが → **直接税**
- 品物などの代金に 含まれているのが → **間接税**

2

会社が納めなければならない税金

(1) 会社の所得にかかる税金

| 税金の種類 | 税金の対象となる金額 | 納税額 |
|-------------------|-------------|-------------------------|
| ①法人税 | 会社の所得(a) | P10参照 |
| ②道府県民税 (法人住民税) | 法人税額(b) | (b) × 5 % + 均等割 |
| ③市町村民税 (法人住民税) | 法人税額(b) | (b) × 12.3 % + 均等割 |
| ④法人事業税 | 会社の所得(a) | (a) × (2.7 ~ 5.3 %) |
| ⑤地方法人特別税 | 法人事業税額(c) | (c) × 81 % |

* ②および③の税率は標準税率で、自治体・企業規模によって異なる場合があります。

Advice

均等割



法人税、法人住民税および法人事業税ならびに地方法人特別税は、所得にかかる税金なので、赤字申告の場合には税金は発生しませんが、法人住民税の均等割額は赤字申告の場合でも納める必要があります。

(2) 資産の保有にかかる税金

| 税金の種類 | 税金の対象となる金額 | 納税額 |
|--------|-----------------------------|----------|
| ①固定資産税 | 土地、家屋、償却資産の評価額(a) | (a)×1.4% |
| ②都市計画税 | 市街化区域に所在する土地、建物の固定資産税評価額(b) | (b)×0.3% |

* 固定資産税の対象となる償却資産を有する法人は、毎年1月1日現在における償却資産について、1月末日までにその資産の所在する市区町村長に申告する必要があります。

* 土地については調整措置等があります。

(3) 取引にかかる税金

| 税金の種類 | 税金の対象となる金額 | 納税額 |
|--------|-------------------|------------------------|
| ①消費税 | 資産の取引額(a) | (a)×5% (うち1%は地方消費税) |
| ②印紙税 | 課税文書に記載された金額等 | 課税文書に対応する一定額 |
| ③登録免許税 | 土地建物、会社設立等の登記の評価額 | 登記ごとに税率は定められている |

* ②の税金は印紙を貼付して消印することで納付とし、③の税金は登記所で納付します。

3 法人税額の算出法

【法人税額の算式】

$$\text{課税所得} \times \text{法人税率} = \text{法人税額}$$

※法人税率 —— 資本金1億円以下の中小法人の場合

①改正前

| | |
|---------------|-------------|
| 年800万円以下の課税所得 | 22% (特例18%) |
| 年800万円超の課税所得 | 30% |

②改正後 (平成24年4月1日以後に開始する事業年度)

| | |
|---------------|-------------|
| 年800万円以下の課税所得 | 19% (特例15%) |
| 年800万円超の課税所得 | 25.5% |

Caution!

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」が平成23年11月30日に成立



普通法人等の税率 30% → 25.5%

軽減税率 22% → 19%

軽減税率の特例 18% → 15% (平成24年4月1日開始事業年度から3年間適用)

ただし、復興特別法人税の創設により、法人税額に対する付加税が10% (24年度から26年度まで) 課されることになりました。

会社は国税である法人税だけではなく、法人道府県民税、法人市町村民税、法人事業税、地方法人特別税といった各種の地方税も負担しなければなりません。約35%の実効税率(改正後)にはこれらも含まれています。

4

法人税以外の諸税の算出法

【法人税以外の諸税の税率】

| 税目 | 法人道府県民税 | 法人市町村民税 | 法人事業税 |
|------------|----------|-----------|-----------|
| 税率 | 5.0% (*) | 12.3% (*) | 5.3% (**) |
| 課税所得ベースに換算 | 1.27% | 3.13% | |

(*) 法人税割の標準税率。これ以外に法人の規模に応じた均等割がある（下記参照）。

(**) 資本金1億円以下の法人で年間の課税所得が800万円を超える部分にかかる税率。



Caution!



法人住民税の税率は、課税所得ではなく、法人税額に乗ずるものと定められている点には注意が必要です。つまり、法人市町村民税であれば、その税率12.3%を法人税率25.5%に乗することによって課税所得に乗ずるべき税率が定められます。こうして求めた税率を課税所得ベースの法人住民税率として挙げておきます。

Example

①都道府県民税 法人税額の5%（標準税率）と次の均等割の合計額です。

| 区分 | 均等割（年額） |
|-------------------------|---------|
| 資本金等の額が1億円超10億円以下の法人 | 13万円 |
| 資本金等の額が1,000万円超1億円以下の法人 | 5万円 |
| 資本金等の額が1,000万円以下の法人 | 2万円 |

（注）自治体によっては、標準税率を超えた税率を採用しているところがあります。

②市町村民税 法人税額の12.3%（標準税率）と次の均等割の合計額です。

| 区分 | 市町村内の従業者数 | 均等割（年額） |
|-------------------------|-----------|---------|
| 資本金等の額が1億円超10億円以下の法人 | 50人超 | 40万円 |
| | 50人以下 | 16万円 |
| 資本金等の額が1,000万円超1億円以下の法人 | 50人超 | 15万円 |
| | 50人以下 | 13万円 |
| 資本金等の額が1,000万円以下の法人 | 50人超 | 12万円 |
| | 50人以下 | 5万円 |

（注）自治体によっては標準税率を超えた税率を採用しているところがあります。



5

決算利益と課税所得

課税所得：法人税の申告は確定決算に基づいて行われることになっています。決算によって算出された利益（決算利益）に対してストレートに課税されるのではなく、決算利益を基に税法で定める必要な調整を行って、課税の対象となる利益（課税所得）を計算することとされています。

【その理由】

課税の公平を確保するためと租税政策上の必要性から、法人税法が独自の考え方を持ち込んでいることによるためです（申告調整）。

Advice

会社決算上の収益と費用・損失



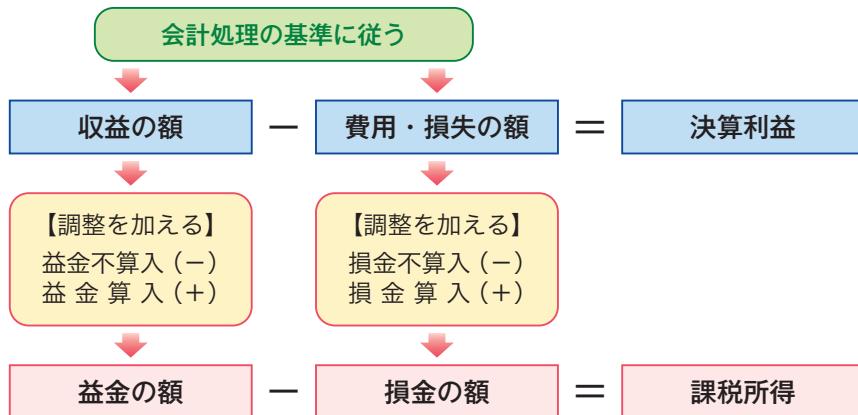
決算利益は会社決算上の収益から費用・損失を引いたものという考え方になります。

税法では、収益に対する用語として「益金」、原価・費用・損失に対応する用語として「損金」を使用します。



6 課税所得の計算

課税所得は、益金の額から損金の額を控除した金額とされています。益金の額は、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算した収益の額に、法人税独自の考え方で調整を加えたものです。また、損金の額も同様に、費用・損失の額に調整を加えたものです。



法人税独自の考え方による益金不算入・算入、損金不算入・算入



- ・益金不算入……受取配当金
- ・益金算入……特定の受贈益
- ・損金不算入……適格要件を満たさない役員給与・過大役員給与、交際費
- ・損金算入……各種所得の特別控除、繰越欠損金

課税所得は決算利益とは別に存在するものではなく、企業会計上の収益の額と費用・損失の額を基礎としています。これに法人税独自の考え方で調整を加え、計算されるのです。

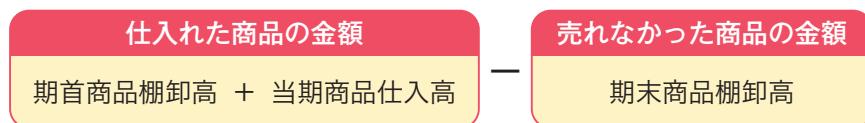
7

売上原価

売上原価：損益計算書の費用の部に計上される勘定科目で、売上高に連動する費用です（変動費）。売上原価は物品販売業（卸売・小売）、製造業、サービス業など業種によって勘定科目が変わってきます。

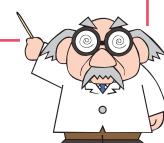
- 物品販売業 ⇒ 販売した商品の仕入高など
- 製造業 ⇒ 販売した製品を製造するために要した材料費、製造ラインの人員の賃金、製造機器や工場運営にかかった経費など
- サービス業 ⇒ サービスを行う人員の手当（歩合給）など

粗利益：売上高から売上原価を控除した額が売上総利益（粗利益）として定義され、企業の販売活動においてどのくらいの利益をあげられるかを概算する際によく用いられます。



Example

| 期 首 | 期 中 | 期 末 | 売上原価 |
|--------------|----------------|----------------|----------------|
| | | | = |
| | | | |
| 600円 期首商品 | + 400円 当期商品 | - 200円 期末商品 | = 800円 売上原価 |



8

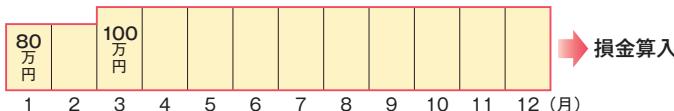
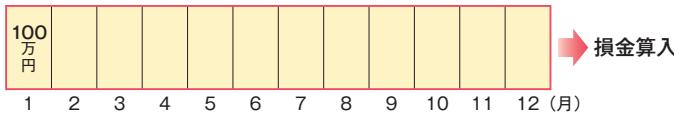
役員給与

役員に対する給与は、およそ下の表のように分類され、それぞれ法人税法上の取扱いが異なります。

| | | 役員給与の分類 | 適正部分 | 過大部分 |
|-------|----------|--|------|------|
| | | | (*) | |
| 定期の給与 | 定期同額給与 | 支給時期が1カ月以下の一定の期間ごとであり、各支給時期における支給額が同額である給与またはこれに準ずるもの | ○ | |
| 臨時の給与 | 事前確定届出給与 | 所定の時期に確定額を支給する旨の定めにもとづいて支給する給与で、所轄税務署にその定めの内容に関する届出をしているもの | △ | × |
| | 利益連動給与 | 非同族会社の業務執行役員に利益に関する指標を基礎として算定される給与 | | |
| | 退職給与 | 退職を事由として支給される給与 | ○ | |

(*) ○：損金算入可能、△：所定の条件を満たせば損金算入可能、×：損金不算入

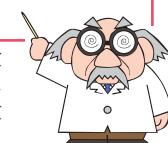
Example



※事業年度当初に遡り、差額（20万円 × 2ヶ月 = 40万円）を支給した場合は当該差額分は損金不算入。



従来、いわゆる役員賞与（=損金不算入）といわれていたものでも、あらかじめ確定した時期（たとえば、夏の賞与として6月、冬の賞与として12月といった時期）にあらかじめ確定した金額を支給するべく税務署に届け出ているものについては、所定の手続をとることを条件に、損金算入が認められます。



9

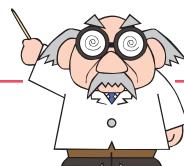
交際費

① 交際費の損金不算入

交際費は、販売促進等のために必要な経費と考えることができます。

交際費については原則として損金不算入とされていますが、中小規模の会社に限り、損金算入限度額までの損金算入が認められています。

Example



1 事業年度に交際費を 700 万円使った場合

資本金
1 億円以下

| | |
|----------------|----------------------|
| 交際費 700 万円 | |
| 損金になる金額 540 万円 | 損金にならない 金額 160 万円 |

$$\text{損金になる金額} \quad (600 \text{ 万円} \times 90\%) + (600 \text{ 万円超} \times 0 \text{ 円}) = 540 \text{ 万円}$$

$$\text{損金にならない金額} \quad 700 \text{ 万円} - 540 \text{ 万円} = 160 \text{ 万円}$$

資本金
1 億円超

| | |
|------------------|--|
| 交際費 700 万円 | |
| 損金にならない金額 700 万円 | |

② 飲食費の5,000円以下は損金算入可能

飲食費については、1人当たり5,000円以下は原則損金不算入の対象となる交際費から除外されます。しかし、社内における役職員間の飲食費は1人当たり5,000円以下であっても除外されません。また、この5,000円以下という基準は控除額ではなく免税点という位置づけです。

【留意点】

1人当たり6,000円の飲食費となった場合は、5,000円との差額の1,000円ではなく、6,000円全額が交際費とされます。

交際費から除外される飲食費とするためには、次の事項を記載した書類を保存しておく必要があります。

①飲食した年月日、②飲食店の名称および所在地、③飲食に参加した得意先、仕入先その他事業に関係ある者の氏名または名称およびその関係、④飲食に参加した者の数、⑤その費用の金額、⑥1人当たりの金額、⑦その他参考になる事項。



| 年 月 日 | 平成 年 月 日 |
|---------------------------------|-------------------|
| 飲 食 店 名 | |
| 住 所 | |
| 参 加 者 | 会社名 |
| | 役職氏名 |
| 参 加 人 数 合 計 | 人 |
| 金 額 | 税抜き　円 (税込み　円) |
| 1 人 当 た り 金 額 | 税抜き　円 (税込み　円) |
| 飲食の目的(話題など) | |

交際費になる！

| | 主な交際費 | 除 外 |
|---|--------------------------------------|--|
| 1 | 会社の周年記念、社屋新築記念等の宴会費、交通費、記念品代など | 従業員に対して、おおむね一律に社内で提供される程度の通常の飲食費用や宴会などの費用は除外 |
| 2 | 得意先、仕入先など社外の人への見舞金、香典、お祝いなどをしたときの費用 | 従業員やその家族、元従業員に対して社内の規定で支給されるものは除外 |
| 3 | 代理店などが得意先や仕入先その他事業関係者を旅行や観劇などに招待した費用 | |
| 4 | その他の接待費用 | |

交際費にならない！

| | |
|---|-------------------------------------|
| 1 | 会議の茶菓子代、弁当代、来客食事代などに通常必要となる費用 |
| 2 | タオル、カレンダー、手帳などを配るために通常必要となる費用 |
| 3 | 新聞、雑誌などの座談会、取材などのために通常必要となる費用 |
| 4 | 従業員の慰安のために行われるゴルフコンペや旅行などに通常必要となる費用 |

10

少額減価償却資産の損金算入

取得価額が30万円未満の減価償却資産（少額減価償却資産）を取得した場合は、全額損金に算入できます。この制度の適用を受けることができる資産は、1事業年度で合計300万円までです。

【制度の要件】

- ①資本金1億円以下の青色申告法人（大会社の出資比率が50%未満）
- ②資本金のない法人で、常時使用する従業員数が1,000人以下の青色申告法人
- ③常時使用する従業員数が1,000人以下の青色申告個人事業者
- ④平成26年3月31日までに取得し、事業に使っていること

Example

当期首次に1台20万円のパソコンを15台、合計300万円購入した。
パソコンの耐用年数は4年。この制度による損金算入額。



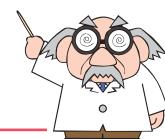
| | 損金算入できる金額 |
|---------------|-----------|
| 通常の減価償却 | 150万円 |
| 少額減価償却資産の損金算入 | 300万円 |
| 差額 | 150万円 |

(通常の減価償却)

$$20\text{万円} \times 0.5 \text{ (*) } = 10\text{万円}$$

$$10\text{万円} \times 15 \text{台} = 150\text{万円}$$

(*) 平成24年4月1日以後に取得した定率法による償却率。



11

中小企業投資促進税制

〈料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等、娯楽業（映画業を除く）は対象外〉

※適用の対象については、最寄りの税務署でご確認ください。

【制度の内容】

(特別償却)

対象資産を取得した場合は、通常の減価償却に上乗せして取得価額の30%の特別償却ができます。

(税額控除)

対象資産を取得した場合は、取得価額の7%の税額控除ができます。

※その事業年度の法人税額または所得税額の20%が限度となります。

適用期間：取得の日が平成26年3月31日まで

| | | 特別償却 | 税額控除 |
|--------|--------|---|-----------|
| 取得等の形態 | | 取得 | |
| 資本金 | | 1億円以下 | 3,000万円以下 |
| 対象資産 | 機械装置 | 1台で160万円以上 | |
| | 器具備品 | 取得価額の合計が120万円以上のパソコン、試験機器。または1台が120万円以上のデジタル複合機（インターネット接続）。 | |
| | ソフトウェア | 取得価額の合計が70万円以上* | |
| | 車両 | 車両総重量3.5トン以上の普通貨物自動車 | |

※データベース管理ソフトウェア、ファイアーウォールソフトウェア等は対象外。

※個人事業者は資本金の制限はありません。

【制度の要件】

- ①青色申告法人の中小企業者等（大会社の出資比率が50%未満）
- ②資本金のない法人で常時使用する従業員数が1,000人以下の青色申告法人
- ③常時使用する従業員数が1,000人以下の青色申告個人事業者
- ④新品の対象資産を取得し、事業に使っていること
- ⑤対象事業を営んでいること

【留意点】

- ①特別償却と税額控除は選択適用です。
- ②少額減価償却資産の損金算入、他の特別償却・特別控除との併用はできません。

12 欠損金の繰越控除

欠損金は、1事業年度の課税所得金額がマイナスとなった金額です。欠損金を、欠損金の発生した事業年度の翌期以後9年間繰り越し、課税所得と相殺できます。

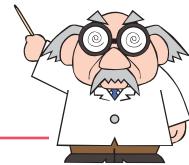
※欠損金の繰越期間の改正は、平成20年4月1日以後に終了した事業年度において生じた欠損金額について適用されます。

※資本金1億円以下の中小法人以外は課税所得の80%が控除限度額となります。

【制度の要件】

- ①青色申告法人
- ②毎期確定申告を提出していること

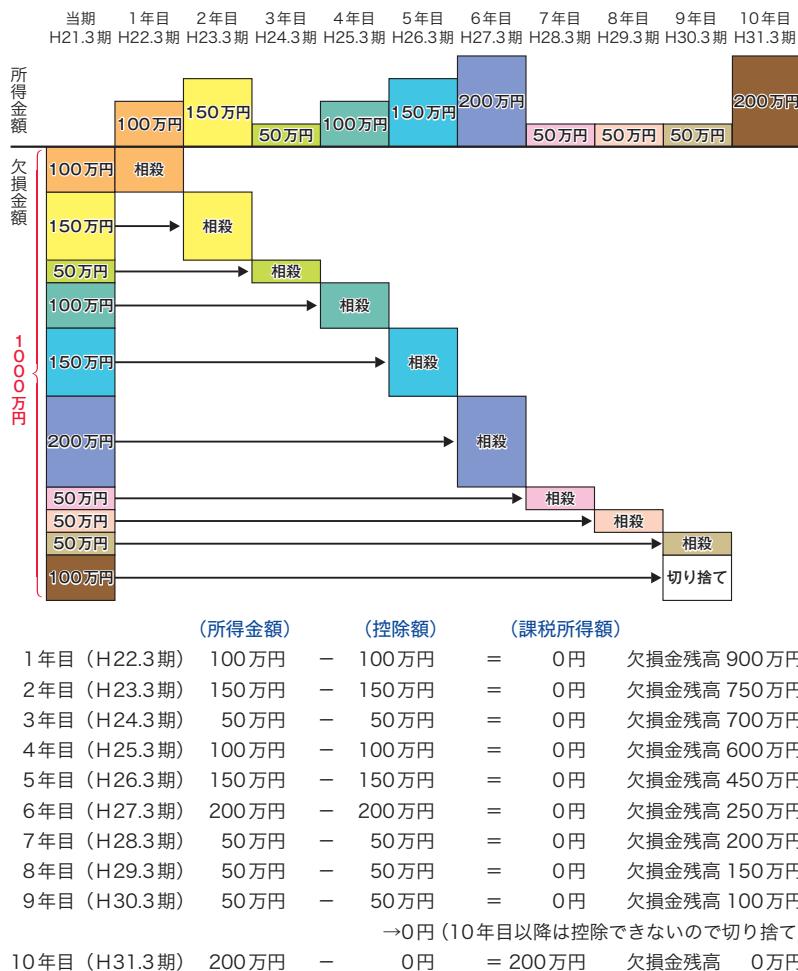




Example

A社はH21.3期に欠損金1,000万円が生じた。

H22.3期以降10年目までの所得金額の合計は次のとおり1,100万円。
この制度による課税所得は次のとおり。



13

欠損金の繰り戻し還付

欠損金の繰戻し還付制度とは、確定申告書を提出する事業年度において欠損金額が生じた場合、その欠損金額を前1年以内に開始した事業年度（還付所得事業年度）の所得金額に対する法人税額の還付を受けられる仕組みです。つまり、前年度は黒字であった法人が、経営悪化などで今年度赤字に陥った場合、前年度に納税した法人税の還付を受けることができるということです。

【制度の要件】

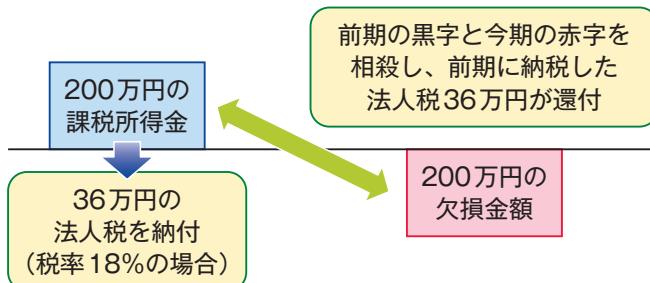
⑫の要件および欠損事業年度において、期限内申告をしている中小法人

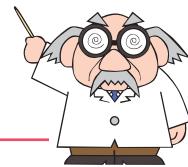
| 欠損金額が生じた場合の取扱い | | |
|----------------|--------------------------|--------------------------------|
| | 繰越欠損金の控除 | 欠損金の繰戻し還付 |
| 内容 | 繰越欠損金として翌期以降9年間にわたって控除 | 前1年以内に開始した事業年度の所得金額に対する法人税額の還付 |
| ポイント | 将来の所得からの控除となるので、不確定要素がある | 前年の納税額から還付されるので確実 |

【繰戻し還付の仕組み】

【前期】

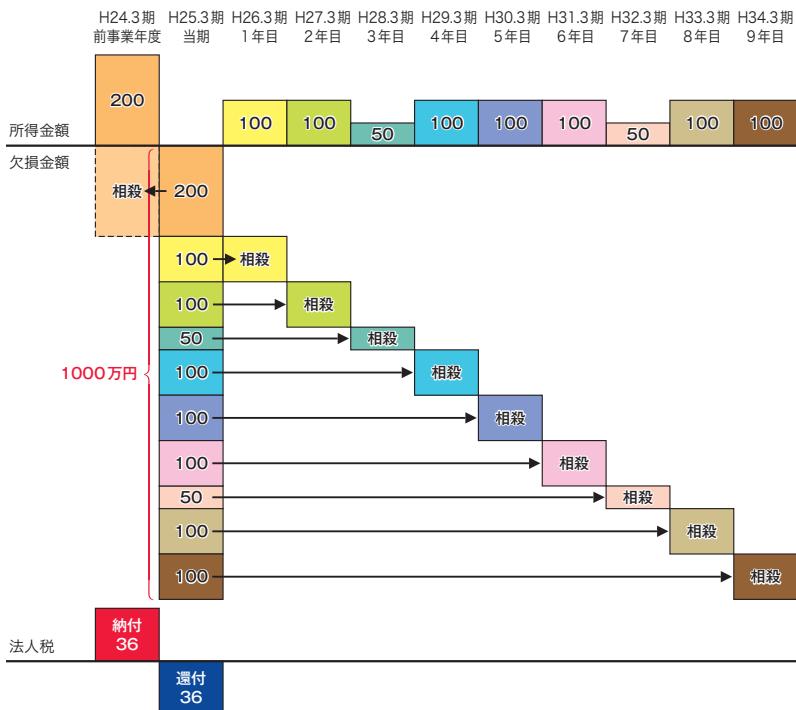
【今期】





Example

B社はH25.3期に欠損金1,000万円が生じました。
H24.3期には課税所得200万円が生じており法人税を44万円納付しています。この制度による還付額は図のとおりです。



$$\text{還付される税額} = \text{前事業年度の法人税} \times \frac{\text{当期の欠損金額※}}{\text{前事業年度の所得金額}}$$

※当期の欠損金額は前事業年度の所得金額を限度とする。

$$\text{還付される金額} = 36\text{万円} \times \frac{200\text{万円※}}{200\text{万円}} = 36\text{万円}$$

※当期の欠損金額は1,000万円だが、前事業年度の所得金額200万円が限度となる。

前事業年度の法人税の全額36万円が還付される。

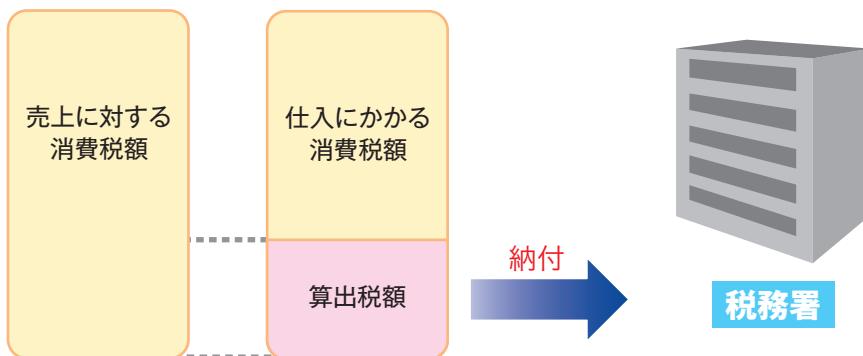


14 消費税とは

① 消費税の仕組み

消費税は、商品を買ったりサービスを受けたりしたときに、その対価の5%分（うち1%は地方消費税）を消費者が負担する間接税です。例えば、自営業者が商品を仕入れる際には消費税の5%分を負担し、販売するときに売価の5%分を顧客から徴収します。消費税は、生産や流通のそれぞれの段階で、販売価格に上乗せさせますが、最終的にその税を負担するのは消費者です。

税の仕組みは、売上に対する消費税額から仕入にかかる消費税額を差し引いた額を納付することとされています。

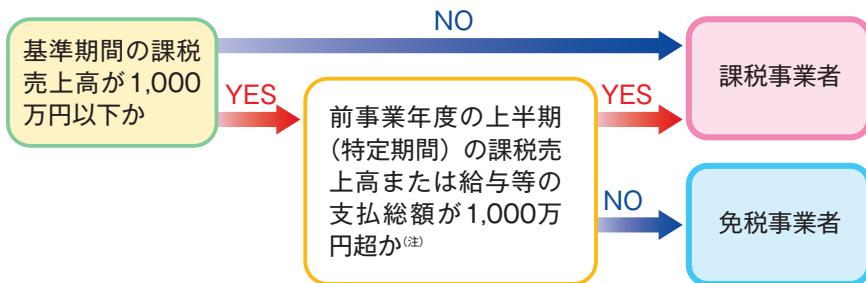


② 非課税取引等

以下の取引については、消費税はかかりません。

- ①土地の売買（借地権の設定等を含む）
- ②土地の賃貸借
(賃貸借期間が1ヵ月未満の場合および駐車場等は除かれる)
- ③住宅の賃貸借
- ④支払利子、保証料、保険料
- ⑤郵便切手
- ⑥商品券、プリペイドカード等の代価
- ⑦給与
- ⑧印紙代

③ 免税事業者



* 基準期間は、その事業年度の前々事業年度のことをいいます。

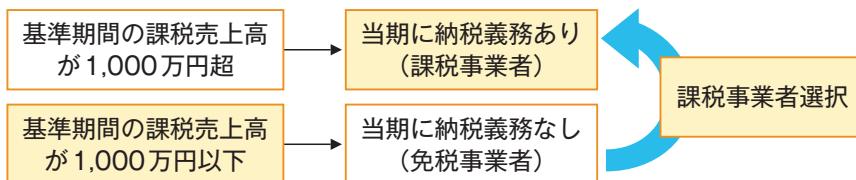
(注) 平成25年1月1日以降に開始する事業年度（課税期間）から適用されます。

新設会社で資本金が1,000万円以上の会社の場合は、設立第1期目および第2期目は免税事業者にはなりません。

15 消費税の還付

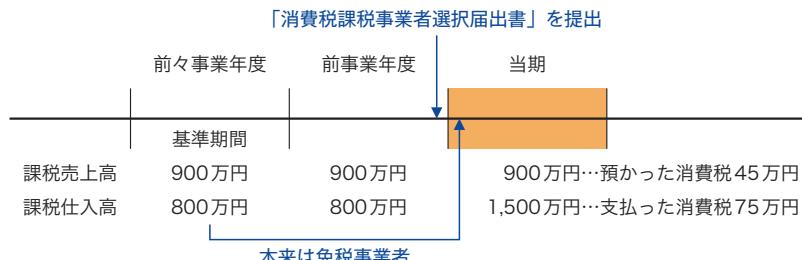
【内容】

免税事業者は、選択により課税事業者になることができます。預かった消費税よりも支払った消費税が大きい場合には、消費税を還付（戻ってくる）することができます。





Example



預かった消費税… $900\text{万円} \times 5\% = 45\text{万円}$

支払った消費税… $1,500\text{万円} \times 5\% = 75\text{万円}$

納付する消費税=預かった消費税45万円－支払った消費税75万円

=△30万円…還付される

【留意点】

- ①課税事業者を選択すると、2年間、免税事業者には戻れません。
- ②2年経過後に免税事業者に戻る場合には、「消費税課税事業者選択不適用届出書」を税務署に提出しなければなりません。
- ③②の提出期限は、課税事業者になりたい事業年度開始日の前日までです。

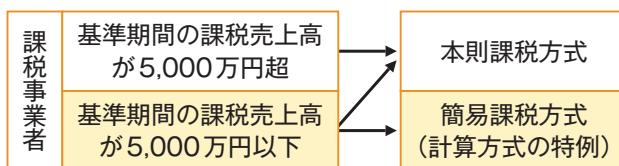


16

消費税の簡易課税方式

【内容】

基準期間の課税売上高が5,000万円以下の課税事業者は、選択により消費税を簡易課税方式で計算することができます。本則課税方式よりも、簡易課税方式で計算したときのほうが、消費税が安くなることがあります。



【計算方法】

納付する消費税 = 預かった消費税 - 支払った消費税

= 課税売上に係る消費税 - (課税売上に係る消費税 × みなし仕入率)

= 課税売上高 × 5% - (課税売上高 × 5% × みなし仕入率)

みなし仕入率

| | |
|-------------------------|----------|
| 第一種事業（卸売業） |90% |
| 第二種事業（小売業） |80% |
| 第三種事業（製造業等） |70% |
| 第四種事業（その他の事業） |60% |
| 第五種事業（不動産業、運輸通信業、サービス業） |50% |

| | | | |
|-------------------------|------------------|--------------|------------------|
| 食肉販売店 |第一種事業 (90%) | 中華料理店 |第四種事業 (60%) |
| | または第二種事業 (80%) | 社交業（スナック・バー） |第四種事業 (60%) |
| 食鳥肉販売店 |第三種事業 (70%) | 料理店（料亭など） |第四種事業 (60%) |
| 冰雪販売業（氷屋） |第一種事業 (90%) | 理容店 |第五種事業 (50%) |
| | または第二種事業 (80%) | 美容店 |第五種事業 (50%) |
| めん類店（そば・うどん） |第四種事業 (60%) | 興行場、映画館 |第五種事業 (50%) |
| その他の飲食店 (食堂・レストランなど) |第四種事業 (60%) | クリーニング店 |第五種事業 (50%) |
| すし店 |第四種事業 (60%) | 公衆浴場 |第五種事業 (50%) |
| 喫茶店 |第四種事業 (60%) | ホテル・旅館 |第五種事業 (50%) |

- ※ 1. みなし仕入率は売上げごとに第1種事業から第5種事業に区分する必要がある。詳しくはお近くの税務署でご確認ください。(例) ホテル、旅館業での自動販売機や売店の売上げは第2種事業（小売業）になる。
- ※ 2. 2種類以上の事業を営む事業者で、1種類の事業の課税売上高が全体の課税売上高の75%以上を占める場合には、75%以上の事業のみなし仕入率を用いることができる。



Example

そば屋Aでは、前々事業年度の課税売上高は4,500万円で、当期は消費税の課税事業者となる。当期の課税売上高は4,500万円、課税仕入高は2,000万円だった。

1. 本則課税方式により計算した納付する消費税。
2. 簡易課税方式により計算した納付する消費税。

「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出

| | 前々事業年度 | 前事業年度 | 当期 |
|-------|---------|---------|----------------------|
| 基準期間 | | | |
| 課税売上高 | 4,500万円 | 4,500万円 | 4,500万円…預かった消費税225万円 |
| 課税仕入高 | 2,000万円 | 2,000万円 | 2,000万円…支払った消費税100万円 |

本来は本則課税方式
↓
簡易課税方式になった

1. 本則課税方式

預かった消費税… $4,500\text{万円} \times 5\% = 225\text{万円}$
支払った消費税… $2,000\text{万円} \times 5\% = 100\text{万円}$
 $225\text{万円} - 100\text{万円} = \text{納付する消費税} 125\text{万円}$

2. 簡易課税方式

預かった消費税… $4,500\text{万円} \times 5\% = 225\text{万円}$
支払った消費税… $225\text{万円} \times \text{みなし仕入率} 60\% = 135\text{万円}$
 $225\text{万円} - 135\text{万円} = \text{納付する消費税} 90\text{万円}$

【留意点】

- ①簡易課税方式を選択すると、2年間、本則課税方式に戻れません。
- ②2年経過後に本則課税方式に戻る場合には、「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を税務署に提出しなければなりません。
- ③②の提出期限は、本則課税方式に戻りたい事業年度開始日の前日までです。

17

固定資産税

1. 減免措置（旅館・ホテル）

生きがい対応型デイサービス事業を実施する旅館・ホテルについて、各市町村における自主的な判断（※）により固定資産税を減免できることとなっています。

※各市町村にご確認ください。

2. 公衆浴場に係る固定資産税の軽減措置

- ①公衆浴場等の用に供する固定資産については、当該固定資産税に係る税額の $\frac{1}{3}$ 相当額が軽減されます。
- ②高齢者、障害者に対する福祉入浴サービスを提供し、一定の基準を満たす公衆浴場（福祉浴場）業等については、税額が $\frac{1}{2}$ に軽減されます。

3. 公害防止用設備の課税標準の特例措置（クリーニング）

- ①活性炭吸着式処理装置
- ②活性炭吸着式処理装置または内蔵型のドライクリーニング機
- ③フッ素系溶剤に係る活性炭利用吸着式処理装置を含むドライクリーニング機

については課税標準が $\frac{1}{2}$ に軽減されます（平成26年3月31日まで）。

18

生衛業に関する税制措置

◎公害防止用設備に係る特別償却

〔所得税、法人税〕

フッ素系溶剤を使用するドライクリーニング機または活性炭吸着回収装置内蔵型のテトラクロロエチレン溶剤を使用するドライクリーニング機を新增設した場合に、取得価額の8%の特別償却が認められます（平成25年3月31日まで）。

◎共同利用施設に係る特別償却

〔法人税〕

出資組合である生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設で振興計画に係るものについては、取得価額の6%の特別償却が認められます（平成25年3月31日まで）。

※具体例：訪問理美容バス、研修・人材提供拠点施設、共同購入車両、資材保管庫等

